

# 令和5年度埼玉県地域公共交通運行継続支援金（乗合バス、タクシー）申請要領

制定 令和5年6月23日

改正 令和6年1月24日

埼玉県企画財政部交通政策課

## 1 目的

物価高騰による大きな影響を受けながらも運行を継続している地域公共交通事業者に対して、支援金を交付するものです。

## 2 交付要件

交付対象者は、次のア～ウの全てに該当する事業者とします。

ア 次のいずれかに該当する交通事業者

区分	対象事業者
乗合バス事業者	県内に本社又は営業所を置く事業者（※）
法人タクシー事業者	県内に本社又は営業所を置く事業者（※）
個人タクシー事業者	県内に営業所を置く事業者（※）

※令和6年1月1日時点で県内の本社又は営業所に配置する事業用自動車であってガソリン、LPガス又は軽油を燃料とするもの（市町村コミュニティバス用車両、市町村デマンド交通専用車両は除きます。以下「対象車両」という。）

が1台以上ある事業者に限ります

イ 令和6年1月1日以降、運行を継続している事業者

ウ 事業継続の意思を有する事業者

## 3 交付額

区分	交付額
乗合バス事業者	対象車両1台当たり4万円
法人タクシー事業者	対象車両1台当たり5千円
個人タクシー事業者	対象車両1台当たり5千円

※車両数については令和6年1月1日時点において、申請事業所の事業に使用できる状態の車両の数とします。休車している場合は支援対象外ですので御注意ください。

#### 4 申請受付期間

(1) 受付開始日

令和6年1月26日（金曜日）15時

(2) 受付終了日

令和6年2月29日（木曜日）

#### 5 申請方法等

原則として、パソコンやスマートフォンなどから、「埼玉県電子申請・届出サービス（下記URL）」にアクセスした上で、画面の案内に従い入力してください。

入力に当たっては、「電子申請・届出サービス入力マニュアル」を御確認ください。

※記載内容に誤りがないか、十分に確認の上、申請をお願いします。

※事業形態や申請車両数によって、以下のとおり申請方法が異なりますので、御注意ください。

区分		事前準備	申請方法	URL	
乗合バス事業者		支援金計算シートを作成	電子申請・届出サービス（乗合バス）に入力	(1)を御覧ください	
タクシー事業者	法人タクシー	支援金計算シートを作成	電子申請・届出サービス（タクシー）に入力	(2)を御覧ください	
	個人タクシー	自動車登録番号を確認		(3)を御覧ください	
	福祉限定タクシー	2台以上運行		支援金計算シートを作成	(2)を御覧ください
		1台のみ運行		自動車登録番号を確認	(3)を御覧ください

##### (1) 乗合バス事業者

①支援金計算シート（エクセルファイル）を作成し、②「埼玉県電子申請・届出サービス」に添付の上、申請してください。（令和4年度と異なります。）

##### 【①支援金計算シート】

・次のページからダウンロードし、作成してください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0109/r5unkoukeizokusienkin2.html>

##### 【②埼玉県電子申請・届出サービス（乗合バス）】

[https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=66440](https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=66440)



## (2) 法人タクシー事業者又は福祉限定タクシー事業者(運行台数 2 台以上)

①支援金計算シート（エクセルファイル）を作成し、②「埼玉県電子申請・届出サービス（タクシー）」に添付の上、申請してください。（令和 4 年度と異なります。）

### 【①支援金計算シート】

・次のページからダウンロードし、作成してください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0109/r5unkoukeizokusienkin2.html>

### 【②埼玉県電子申請・届出サービス（タクシー）】

[https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList\\_detail?tempSec=66443](https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSec=66443)



## (3) 個人タクシー事業者又は福祉限定タクシー事業者(運行台数 1 台のみ)

あらかじめ自動車登録番号を確認の上、「埼玉県電子申請・届出サービス」申請から申請してください。（令和4年度と同様）

### 【埼玉県電子申請・届出サービス（タクシー）】

[https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList\\_detail?tempSec=66443](https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSec=66443)



※ 必要に応じて追加書類の提出を求められることがあります。なお、提出された書類は返却しません。

※ 上記による申請ができない場合は、「9 お問合せ先」まで御連絡ください。  
代替手段（メール、郵送、ファックス）を御案内します。

## 6 申請内容の審査及び補正

申請受理後、事務局が交付要件に基づき内容を審査します。

申請書類に誤りや不足などがあった場合、また、申請書類の内容について確認を要する場合、事務局から電話で確認することがありますので、必ず日中連絡のとれる連絡先を申請時に入力してください。

## 7 交付の決定

### (1) 交付の決定

申請が適正と認められ、本支援金を交付する旨を決定したときは、後日、交付に関する通知を発送し、本支援金を指定口座に振り込みます。

### (2) 不交付の決定

申請が要件に該当しないなどの理由で、本支援金を交付しない旨を決定したときは、後日、不交付に関する通知を発送します。

## 8 注意事項

- (1) 記載内容に誤りがないか、十分に確認の上、申請をお願いします。
- (2) 令和6年1月1日時点で、事業に使用できる状態の車両（ガソリン、LP ガス、軽油）が支援対象です。休車している場合は支援対象外ですので御注意ください。
- (3) 支援対象事業者は、申請内容の確認できる証拠書類について、支援金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保存してください。後日確認する場合があります。
- (4) 状況報告及び是正措置  
本支援金の交付に必要な場合は、事業所の検査又は報告を求め、関係機関に照会することがあります。また、検査又は報告等の結果、本支援金の交付に疑義が生じた場合は、必要な是正措置を求めることがあります。
- (5) 交付決定の取消し  
交付決定後に虚偽の申請その他本支援金の交付が不相当であると認められる事実が判明した場合は、交付決定を取り消す場合があります。  
また、本支援金の振込後に交付決定を取り消した場合は、当該支援金を返還していただきます。  
返還に当たっては、当該支援金を交付した日から返還された日までの日数に応じ、当該支援金の額につき年 10.95%の割合で加算した加算金を納付していただきます。  
また、期日までに返還しなかったときは、期日の翌日から返還までの日数に応じ、未納額につき年 10.95%の割合で加算した延滞金を納付していただきます。

## 9 お問い合わせ先

埼玉県企画財政部交通政策課 交通企画・バス担当

電子メール a2220-12@pref.saitama.lg.jp

電話番号 048-830-2239

(電話による問合せは、土日祝日を除く 午前9時～午後5時)